

「貸し渋り・貸し剥がし」防止法案（仮称）の概要

（10月9日〈金〉記者クラブ説明用）

1. 金融機関は「中小企業等の借り手から申し込みがあった場合には貸付条件の変更等を行うように努める」ことを盛り込む。
2. 金融機関は「貸付条件の変更等に応じる責務を遂行するための体制整備を図るとともに、実施状況と体制整備状況等の開示を行う」ことを盛り込む。
3. 金融機関の貸付条件の変更等、及び体制整備等の実施状況については、「金融機関が当局に報告し、当局は報告を取りまとめて定期的に公表する」ことを盛り込む。
4. 金融庁は、関連法制・関係機関との連携を図るために調整に入る。